

会員 各位

公益社団法人青森県柔道整復師会
会 長 佐藤 金一 (公印省略)
保険部長 関 裕二郎

【重要なお知らせ】

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置取扱いについて

平素は会務運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、日整より標記についての文書が届きましたので、概要についてお知らせ致します。

平成26年4月施術療養費請求書(平成26年5月提出)に添付する「社保等総括票(I)」の記載方法は別紙の通りとなりますので、参考にして下さい。また、来院される患者様への周知用ポスターを同封致します。患者様への周知徹底も併せてお願い致します。

レセコンについては4月下旬に変更シート発送の予定です。

【70歳から74歳までの被保険者等の一部負担金取扱いについて】

・現状

- 1. 現役並所得者 → 一部負担金割合 3割
- 2. 上記1以外 → 一部負担金割合 1割 (本来は2割)

・今後 (H26. 4. 1～)

- 1. 現役並所得者 → 一部負担金割合 3割
- 2. 上記1以外 → ①平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える方
→ 一部負担金割合 1割 (4月1日より)
②平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
→ 一部負担金割合 2割 (5月1日より)

支給申請書
本区分は
〈8・高1〉
に集計

【注意！昭和19年生まれ（平成26年70歳到達）の方は以下の点にご注意!!】

○昭和19年4月1日誕生日の方の一部負担金割合は 4月1日から1割 です。

○昭和19年4月2日以降誕生日の方の一部負担金割合は 5月1日から2割 です。

健康保険被保険者証と高齢受給者証は
月初めに必ずご確認をお願いします！
後期高齢者医療は75歳の誕生日から適用されます！

社保等総括票（Ⅰ）様式第6号の 保険者コード等の記入方法について（記入例）

このことについて、社保等総括票（Ⅰ）様式第6号の保険者コード並びに本人、家族の記入方法についてお知らせいたします。

提出の際、ご参考にして下さいますよう、お願い申し上げます。

記

（記入例）

保険者名・保険者コード		本人			家族		
		件数	費用額	請求額	件数	費用額	請求額
1	全国健康保険協会青森支部 0 1 0 2 0 0 1 5 -	11	47,180	33,024	6	59,187	41,430
2	全国健康保険協会青森支部高9 0 1 0 2 0 0 1 5 - 0 1				1	7,260	6,534
3	全国健康保険協会青森支部6歳就学前 0 1 0 2 0 0 1 5 - 0 3				2	8,340	6,672
4	イオン健康保険組合 0 6 1 2 0 6 6 1 -	2	7,100	4,970			
5	イオン健康保険組合高9 0 6 1 2 0 6 6 1 - 0 1	1	7,880	5,516	2	18,760	16,884
6	青森県市町村職員共済組合 3 2 0 2 0 4 1 4 -	8	65,488	45,840	4	31,420	21,993
7	青森県市町村職員共済組合高8 3 2 0 2 0 4 1 4 - 0 7				1	3,065	2,452
8	青森県市町村職員共済組合高7 3 2 0 2 0 4 1 4 - 0 2				3	18,770	13,139
以下省略							

(1) 保険者コード欄に、枝番該当場合は必ず記入をお願いします。

枝番 保険者コード(全保険者対象)

枝番 01 前期高齢者9割

枝番 02 前期高齢者7割

枝番 03 6歳就学前

枝番 04 業務上

枝番 05 下船3月

枝番 06 乳児・妊産婦

枝番 07 前期高齢者8割 ← 追加

(2) それぞれ該当する本人・家族の欄に記入する事。

🌸 お知らせ 🌸

平成26年4月2日から70歳になられる方の窓口の一部負担金割合は

5月1日から

2割 です



月初めの来院時には「健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」を必ずご持参下さい。